

議会改革推進会議会議録

令和3年10月19日

亀山市議会

議会改革推進会議会議録

- 1 開催日時 令和3年10月19日(火) 午前10時55分～午前11時21分
- 2 開催場所 第1・第2・第3委員会室
- 3 出席議員
会 長 中 崎 孝 彦
副 会 長 尾 崎 邦 洋
草 川 卓 也 森 英 之 今 岡 翔 平
新 秀 隆 豊 田 恵 理 福 沢 美 由 紀
森 美 和 子 鈴 木 達 夫 岡 本 公 秀
伊 藤 彦 太 郎 前 田 耕 一 前 田 稔
服 部 孝 規 小 坂 直 親 櫻 井 清 蔵
- 4 欠席議員 中 島 雅 代
- 5 事務局 議会事務局長 渡 邊 靖 文 議事調査課長 大 泉 明 彦
新 山 さ お り 大 川 真 梨 子
- 6 案 件
1. 議会改革の取組の報告について
(1) 議会の情報化について
(2) オンライン会議の実施について
(3) 議員の政治倫理への対応について
2. 議会改革白書2021の作成について
(1) 検討課題一覧・スケジュールについて
(2) 各種委員会・会議の決定事項について
3. その他
- 7 経 過 次のとおり

午前10時55分 開会

○会長（中崎孝彦君） ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

初めに、議会改革の取組の報告についてでございます。

亀山市議会では、議会基本条例を施行後、議会改革の道を閉ざすことなく継続的に推進するために、この議会改革推進会議と検討部会を設置し、様々な改革を進めてきております。本日は、昨年11月以降、1年間の議会改革のまとめとして、推進会議を開催いたしましたので、初めに森部会長より検討部会の取組について説明いただきます。

森部会長。

○部会長（森 美和子君） 検討部会では、本年1月に検討課題について整理をし、今年の10月までに取り組むものと令和4年10月の改選までに取り組むものを、着手中のもの及び未着手のものの中から抽出し、優先度の高いものを順次協議していくことにしました。そのうち事項書にあります3つの検討課題について検討を行いました。

まず、1点目の議会の情報化についてでございます。

今年度タブレット端末を更新するに当たり、亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱及び亀山市議会タブレット端末の使用に係る申合せを見直す必要があることから、検討部会で協議を重ね、本年5月にタブレットをiPadに更新し、新たに電子会議システムSideBooksを導入するとともに、要綱及び申合せについては一部改正をすることを6月15日の推進会議でご確認をいただきました。

また、タブレット導入の目的の一つであります議会資料のペーパーレス化については、現在各議員において積極的に取り組んでいただいておりますが、執行部もタブレット端末を導入することから、12月定例会より本格運用することを8月27日の推進会議でご確認をいただきました。

次に、2点目のオンライン会議の実施についてでございます。

コロナの感染拡大により、本会議を除く各会議についてオンラインによる開催が可能となるよう関係例規の整備及び運用等について検討する必要があったことから、本年3月に新たにカルテを作成し、協議をしましてまいりました。そして、本年3月定例会で、感染症等で委員会の開催場所への参集が困難な場合にはオンライン会議を開催できるよう委員会条例の一部を改正いたしました。その後、亀山市議会オンライン委員会の運営に関する要綱を制定し、各種会議の関係規定を一部改正することを6月15日の推進会議で確認をいただきました。これにより、常任委員会のほか、全員協議会、政策検討部会、正副委員長会議、常任委員会協議会、議会改革推進会議、議会改革推進会議「検討部会」、広聴広報委員会、予算決算委員会分科会、亀山市議会危機管理対策本部会議といった本会議、代表者会議及び予算決算委員会理事会を除く全ての会議について、オンライン会議の開催ができるようになりました。

次に、3点目の議員の政治倫理への対応についてでございます。

こちらの課題については、現在協議を行っているところではございますが、政治倫理指針について他市議会の状況を確認した上で見直すこととし、条例に規定するもの、亀山市議会要覧先例集の申合せ事項に規定するものなど、それぞれ整理した結果、指針に規定する事項は条例、先例集において整理するという結論に至りました。今後、条例及び申合せ等について、どのように整理し、どのような内容で規定していくか、さらに具体的に協議していくこととなります。以上のことから、政治倫理指針は廃止するという結論に至りましたので、後ほど会長にお諮りいただきたいと思います。

以上、3点の検討課題については完了となったものではなく、今後も引き続き検討をしていきます。
また、その他の検討課題についてはまだ議論ができておりませんので、検討を進めていくこととしております。以上でございます。

○会長（中崎孝彦君） 森部会長の報告は終わりました。

何か確認したいことや意見等ございましたら、発言をお願いします。

ございませんか。

（発言する者なし）

○会長（中崎孝彦君） それでは、お諮りします。

政治倫理指針についてでございますが、先ほどの部会長の説明のとおり、政治倫理指針は廃止することと決定し、今後、条例改正の内容など政治倫理に関する規定の整理について、引き続き検討課題として継続することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（中崎孝彦君） 異議なしと認めます。なければ、以上でこの1年間の議会改革の取組の報告は終わります。

続いて、議会改革白書2021の作成についてでございますが、初めに、検討課題一覧・スケジュールについて、事務局より説明いたさせます。

大川主査。

○議会事務局員（大川真梨子君） それでは、資料4. 検討課題一覧・スケジュールをご覧ください。

こちらは、既に完了している青色部分の検討課題を含めてお示しさせていただいております。

タブレット端末でご覧いただいている方は2ページ目、紙資料でご覧いただいている方は裏面のオレンジ色の部分をご覧くださいければと思います。

こちら、オレンジ色の部分が着手中の課題となっております。

では、このオレンジ色の部分、1行目から順に簡単に説明させていただきます。

まず、検討課題45、議長、常任委員会委員の任期については、3年前の改選時から先行して議長の任期を2年とし、委員の任期は現行のまま持ち越されております。委員の任期については、委員会構成まで踏み込んでの議論が必要ですが、来年の改選までに今後優先的に検討を継続していくということになっております。

次に、検討課題36、議会の情報化については、先ほど部会長からご説明いただいたとおりでございます。本年5月にタブレット端末を更新し、6月にはタブレットの使用に関する要綱及び申合せを一部改正いたしました。今後はペーパーレス化を進めるとともに、さらなる情報化を推進するため検討を継続していくということになっております。

次に、検討課題46、所管事務調査の結果報告についてですが、所管事務調査の提言後における市民、関係団体への報告を行うことの是非や、報告を行う場合は開催時期、実施手法等について今後も検討を継続していくということになっております。

次に、検討課題47、子ども議会の実施についてですが、プロジェクトチームで実施手法の素案は作成していただいておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一旦は検討保留となっております。新型コロナウイルス感染症の収束状況を見て協議を再開していただくということになっております。

次に、検討課題11、公聴会制度についてですが、これは地方自治法に定められている議会の権能の一つとして、審議する議案に係る利害関係者や有識者の意見を聴くことができる制度であり、平成27年度に、会議への参考人招致の制度と合わせて運用方針等の検討を開始いたしましたが、委員会での請願者の趣旨説明の制度を確立するために、その根拠となる参考人制度のほうを先行して平成29年に出来上がりました。このため、公聴会制度については、これから運用方針、手続等について検討を行っていくため継続となっており、今後優先的に検討を行うこととなっております。

次に、検討課題27、新たな議決項目の必要性についてですが、平成30年3月に、総合計画のほかに都市マスタープランを新たに議決事件に追加しましたが、ほかにも議決事件とする計画はないか、今後も検討を継続していくこととなっております。

次に、検討課題4、監視及び評価をどのように行っていくのか、通年議会については、現時点では通年議会は導入せず、必要があれば再び議論をすることとし、検討課題としては継続扱いのまま当面は置いておくこととなっております。

次に、検討課題38、議会事務局の機能強化についてですが、議会改革の推進に当たり、議会事務局の在り方等について、今後も検討を継続していくこととなっております。

次に、検討課題41、議員の政治倫理への対応については、先ほど部会長からご説明いただいたとおりでございまして、今後も優先的に検討を継続していくこととなっております。今月15日に開催いたしました検討部会終了後に一部カルテを更新しておりますので、この後追記事項のご確認だけしていただきたいと思っております。

次に、検討課題31、33、本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方についてですが、当市議会では、議会基本条例の条文ごとに課題を抽出し、優先順位をつけ、検討部会で協議を行ってきておりますが、このことが条例の検証ではなく、社会情勢も変化してきている中で、改めて各条文の内容が現状に合致しているのか、また新たな視点の条文が必要ではないか等を検証する必要があります。

カルテは、条例の検証及び見直し手順の手順書の作成と検証委員会の設置についての2つがありますが、いずれも検討部会でまだ議論ができておりません。特に条例の検証及び見直し手順書の作成を優先的に引き続き検討を継続していくこととなっております。

最後に、検討課題48、オンライン会議の実施については、先ほど部会長からご説明いただいたとおりでございまして、本年3月にオンライン会議を開催できるよう委員会条例の一部を改正し、6月に運営に関する要綱を制定し、各種会議の関係規定を一部改正いたしました。

表の下のほうの色がついていない項目については、未着手ということとなっております。検討課題とスケジュールについては以上でございます。

次に、先ほど説明をさせていただきました追記したカルテの確認をしていただきたいため、資料3をご覧ください。

検討課題41、議員の政治倫理への対応についてでございますが、右下の対応内容の青文字の部分については、先ほど説明させていただきました今月15日の検討部会終了後に追記させていただいておりますので、朗読させていただきます。

政治倫理指針は廃止することを確認。今後は指針に規定されていた内容を見直し、さらに精査し、政治倫理に関する例規の整理をした上で条例改正を行うとさせていただきます。追記部分の説

明は以上でございます。

○会長（中崎孝彦君） 先ほどの説明について、何か確認したいことや意見等ございましたら、発言をお願いします。

（発言する者なし）

○会長（中崎孝彦君） なければ、次に、各種委員会・会議の決定事項について事務局より説明いたさせます。

大川主査。

○議会事務局員（大川真梨子君） それでは、資料5をご覧ください。

2021議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項でございますが、令和2年11月以降の各種委員会や会議における決定事項について白書に掲載させていただくことからご説明させていただきます。

（1）議会運営委員会において令和2年12月18日に、執行部に発言機会がない場合における発言許可の申入れについて。

議員の持ち時間終了後の執行部の答弁は一切認めない。持ち時間内の取扱いについては、議長が自身の議事整理権において対応するとしていただきました。

次に、（2）会派代表者会議において令和2年11月12日に、議長の会派離脱について。

（1）議長は会派を離脱することを改めて確認した。

（2）議長の会派離脱に伴う取扱いについては、次のとおりと決定していただきました。

①議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派は存続する。

②会派室を選ぶ順番は、議長の離脱前の会派人数による順番とする。

③会派の看板は現状どおりとするが、名札は、会派に属さない議員の部屋に移す。

④ホームページ等では、所属議員が1人でも会派として表示し、所属議員の欄に離脱した議長の名前を括弧書きで表示するとともに、会派に属さない議員の欄に議長の名前を表示し、括弧書きで（議長）と明記する。

⑤政務活動費は、議長就任日の翌月1日（基準日）より、会派（1人を含む）と議長個人に分けて支給する。

⑥議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、代表者会議に出席する。

⑦議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、議会運営委員を選出する。

⑧議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、「会派から1人」としてある委員会等の委員を選出する。

⑨議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、常任委員、その他委員等を優先的に選出できる。

⑩議長の会派離脱後、所属議員が1人でも会派として存続することから、代表質疑、代表質問、総括質疑ができる。

⑪申合せで「議長・監査委員は本会議では質問しない」としているため、議長及び監査委員の分の時間の加算はしないとしていただいております。

続きまして、令和3年8月6日に、代表監査委員の議会への出席について。

本会議及び9月定例会における予算決算委員会（開会日の決算審査報告等及び2日間の決算審査）

についてのみ出席を求めることとするとしていただいております。

(3) 予算決算委員会。

予算決算委員会協議会、こちら令和2年11月10日におきまして、予算決算委員会内規の一部改正について。

各会計補正予算の審査を各分科会に分担せずに全体審査とする場合は、これまでその都度委員会に諮って決定していたが、会議の日程、議案の内容等により、委員長が必要があると認めるときは、議長と協議の上、全体審査とすることができるよう改正していただきました。

(4) 正副委員長会議において、令和3年2月19日に、議決を要しない計画への関与について。

議決を要しない各種計画への関与について、中間案の内容と提出時期の再確認を行っていただきました。

その結果、中間案は骨子案で統一することとし、基本目標、基本施策、基本施策の方向について説明を受けるとともに、あわせて、前計画との変更点が分かる資料及び変更に至った経緯が分かる資料（前計画の検証等）を提出してもらうことを確認していただきました。

また、骨子案の提出時期は、9月定例会の前後とすることを確認していただきました。

令和3年6月16日に、常任委員会におけるインターネット配信の延長に係る運営について。

インターネット配信の範囲を拡大するに当たり、次のとおり運用することとしていただきました。

提出資料の説明の際は、議案審査と同様に、1件ずつ執行部から説明を受け、その都度、委員からの質問時間を設けることとする。また、執行部には、要点を簡潔に説明するよう求めるとしていただきました。

一般質問の際、複数質問がある場合は、委員は冒頭で全ての質問項目を述べてから質問に入ることとしていただきました。

次に、一般質問の際、答弁に時間を要する場合は、委員長の判断で、後日文書で議員全員に回答するよう求めるなど、臨機応変に対応することとしていただきました。

最後に、委員会においては、特に質問回数や質問時間の制限はないが、委員長は、質問が1人の委員に集中しないよう、裁量で適宜ローテーションをすることとしていただきました。

令和3年10月5日に、所管事務調査報告について。

所管事務調査報告については、調査の過程が重要であることから、市への提言に至らなかった場合であっても、定例会での報告及びホームページでの報告書の公表、議会だよりへの掲載を行う。昨年の報告書についても、ホームページで公表することとしていただきました。

(5) 広聴広報委員会において、令和3年3月31日に、常任委員会のインターネット配信について。

定例会中の常任委員会におけるインターネット配信について、これまでは議案の審査、もしくは請願の審査までとしていましたが、6月定例会から、提出資料の説明及び一般質問も含め、委員会終了まで配信範囲を拡大することとしていただきました。

令和3年7月12日に、議会映像インターネット配信の録画映像の保存期間について。

本会議及び常任委員会の録画映像のデータは、8年分蓄積された時点で直近の4年分のデータを残し、それ以前の4年分のデータを削除することとしていただきました。

なお、昨年の決定事項の中で、コロナ対策に関連する内容につきましては削除をさせていただきます。

して、例えばコロナの影響で視察ですとか意見交換を制限させていただくとか、今年度であれば会議のために委員会室、議場への出席者の方の人数を調整していただくなどといった、そちらの内容につきましては、去年のものと今年のもの併せて別途10月末までに要覧のほうにまとめさせていただくということで検討部会でご確認いただいております。

各種委員会・会議の決定事項についての説明は以上でございます。

○会長（中崎孝彦君） 先ほどの説明について、何か確認したいことや意見等ございましたら、発言をお願いします。

櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） 最後のところですけども、議会の映像インターネット配信の蓄積分8年間のを4年間のを残して云々とあるけれども、何をどうというような根拠でやるの、削除する根拠。

○会長（中崎孝彦君） 大川主査。

○議会事務局員（大川真梨子君） 仕様書上も4年ということになっていたこともありまして、あわせて、正式な会議の記録としてはこの映像ではなくて会議録という形になっているということもありまして、広聴広報委員会のほうで諮っていただきまして、このような結論となっております。

○会長（中崎孝彦君） 櫻井議員。

○議員（櫻井清蔵君） いや、それは分かるけど、その残す分だけ費用がかかるで、それを金を少なくするために削除するのかさ、そのところ。

○会長（中崎孝彦君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） もともとこのインターネット配信がスタートしたときに、この保存期間をどうするのかというのが議論されて、議員の任期が4年ということで、4年間保存するというでスタートしました。ただ4年たったときに、どうするかということでしたんですけど、業者のサーバーのほうに余裕があるということで、そのまま今までずっと過去のも入れていただいております。ただ、26年度までのデータは形式が違いまして、ちょっと26年までのはもう見られなくなるというふうな話が業者から来た中で、この保存年限について整理する必要があるということで検討したんですけども、映像配信のホームページのところには、この映像については正式なものではないと、あくまで正式なものは会議録であるというふうなことがきちっと明記をされております。ですので、この正式なものでない映像を議会の公式ホームページで、永遠に放映しておくのはやはり問題があるということで、ある程度の期間でやはり削除していくべきだということで最高8年間ということで、広聴広報委員会でご確認をいただいたところです。

ただし、その消した映像については図書室のほうでDVDによっていつでも閲覧できるような体制は取らせていただきます。ですので、市民の方も、もし見たいということであれば、そういう対応をさせていただきたいと思っております。

○会長（中崎孝彦君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○会長（中崎孝彦君） なければ、本日確認をさせていただいた事項も含めて、1年間の議会改革の取組について整理した亀山市議会議会改革白書2021を作成し、10月末にタブレットにデータを掲載するとともに、議会図書室と議会事務局の閲覧用冊子を更新させていただきますのでご了承願います。

次に、その他の項でございます。

本日の案件は以上でございますが、ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(中崎孝彦君) なければ、以上で議会改革推進会議を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時21分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 3 年 10 月 19 日

会長 中 崎 孝 彦